

**平成20年国土交通省告示第85号**  
**建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件**  
**新旧対照表**

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>四 その他の審査項目（社会性等）</p> <p>1 次に掲げる労働福祉の状況</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 審査基準日における健康保険及び厚生年金保険加入の有無（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）<u>第十条ノ二</u>の規定による届出及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）<u>第二十七条</u>に規定する<u>届出</u>を行っているか否かをいう。</p> <p>(三) 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第六章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で<u>同法第二条第五項</u>に規定する特定業種退職金共済機構との間で同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。）</p> <p><u>(四)・(五)</u> (略)</p> <p>第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>四 その他の審査項目（社会性等）に係る審査の基準</p> <p>3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、</p>	<p>第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>四 その他の審査項目（社会性等）</p> <p>1 次に掲げる労働福祉の状況</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 審査基準日における健康保険加入の有無（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）<u>第二十四条</u>の規定による届出を行っているか否かをいう。</p> <p>(三) <u>審査基準日における厚生年金保険加入の有無（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）<u>第二十七条</u>に規定する届出を行っているか否かをいう。）</u></p> <p>(四) 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第六章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。）</p> <p><u>(五)・(六)</u> (略)</p> <p>第二 審査の基準は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>四 その他の審査項目（社会性等）に係る審査の基準</p> <p>3 第一の四の3に掲げる防災協定締結の有無については、</p>

防災協定締結の有無が、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

5 次に掲げる建設業の経理に関する状況

(1) 第一の四の5の(一)に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の5の(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(2) 第一の四の5の(二)に掲げる職員の数については、同号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値（別表第十において「公認会計士等数値」という。）が、年間平均完成工事高に応じて、別表第十の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十一の区分のいずれに該当するかを審査すること。

#### 附 則

二 審査の対象とする建設業者が、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域（以下「外国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち外国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の二分の一以上を出資しているもの（以下「外国建設業者」という。）である場合における第二の三の1並びに第二の四の1、2、5及び6の規定の適用については、当分の間、当該各規定にかかわらず、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

防災協定締結の有無が、別表第八の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること

4 第一の四の4に掲げる法令遵守の状況については、建設業法第二十八条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無が、別表第九の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

5 次に掲げる建設業の経理に関する状況

(一) 第一の四の5の(一)に掲げる監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち第一の四の5の(二)のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無が、別表第十の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二) 第一の四の5の(二)に掲げる職員の数については、同号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)のロに掲げる者の数に十分の四を乗じて得た数を加えた合計数値（別表第十一において「公認会計士等数値」という。）が、年間平均完成工事高に応じて、別表第十一の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

6 第一の四の6に掲げる平均研究開発費の額については、当該金額が、別表第十二の区分のいずれに該当するかを審査すること。

#### 附 則

二 審査の対象とする建設業者が、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域（以下「協定適用国等」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定適用国等に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の二分の一以上を出資しているもの（以下「外国建設業者」という。）である場合における第二の三の1並びに第二の四の1、2、5及び6の規定の適用については、当分の間、当該各規定にかかわらず、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

3 第二の四の2の規定の適用については、同号の2中「当該年数」とあるのは「当該年数及び外国において建設業を営んでいた年数で国土交通大臣が認定したものの合計年数」とする。

4 第二の四の5の(1)の適用については、第二の四の5の(1)中「会計参与の設置の有無又は」とあるのは「会計参与の設置の有無若しくは」とし、「提出の有無」とあるのは「提出の有無又はこれと同等以上の措置として国土交通大臣が認定した措置の有無」とする。

5 第二の四の5の(2)の適用については、第二の四の5の(2)中「同号の5の(二)のイに掲げる者の数」とあるのは「同号の5の(二)のイに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「同号の5の(二)のロに掲げる者の数」とあるのは「、同号の5の(二)のロに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。

6 (略)

三 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団について、次に掲げる要件に適合するものとして一体として建設業を営んでいると認定した場合においては、当分の間、第一に掲げる各項目（第一の四の1の(一)及び(二)、3並びに4に掲げる項目を除く。）については、(略)。

(一) 当該外国建設業者の属する企業集団が一体として建設業を営んでいることについて、当該企業集団の中心となる者であって外国に主たる営業所を有するものによる証明があること。

(二) (略)

四 (略)

(一) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社（以下この号において単に「親会社」という。）とその子会社（同項に規定する子会社をいう。）からなる企業集団であること。

3 第二の四の2の規定の適用については、同号の2中「当該年数」とあるのは「当該年数及び協定適用国等において建設業を営んでいた年数で国土交通大臣が認定したものの合計年数」とする。

4 第二の四の5の(一)の適用については、第二の四の5の(一)中「会計参与の設置の有無又は」とあるのは「会計参与の設置の有無若しくは」とし、「提出の有無」とあるのは「提出の有無又はこれと同等以上の措置として国土交通大臣が認定した措置の有無」とする。

5 第二の四の5の(二)の適用については、第二の四の5の(二)中「同号の5の(二)のイに掲げる者の数」とあるのは「同号の5の(二)のイに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」と、「同号の5の(二)のロに掲げる者の数」とあるのは「、同号の5の(二)のロに掲げる者の数及び当該者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者の数の合計数」とする。

6 (略)

三 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団について、次に掲げる要件に適合するものとして一体として建設業を営んでいると認定した場合においては、当分の間、第一に掲げる各項目（第一の四の1の(一)から(三)まで、3及び4に掲げる項目を除く。）については、(略)。

(一) 当該外国建設業者の属する企業集団が一体として建設業を営んでいることについて、当該企業集団の中心となる者であって協定適用国等に主たる営業所を有するものによる証明があること。

(二) (略)

四 (略)

(一) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する親会社（以下単に「親会社」という。）とその子会社（同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）からなる企業集団であること。

六 (略) 技術職員数又は平均技術職員数及び第一の四の5の(二)に掲げる職員の数として審査するものとする。

(一) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十三年大蔵省令第五十九号) 第八条第三項に規定する親会社(以下この号において単に「親会社」という。)とその子会社(同項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)からなる企業集団であること。

(二)・(三) (略)

(新設)

付録第二  
算式

$$Y1 \times 15 - Y2 \times 30$$

Y1は、第一の四の1の(3)から(5)までの各項目のうち加入又は導入をしているとされたものの数

Y2は、第一の四の1の(1)及び(2)の各項目のうち加入をしていないとされたものの数

(二)・(三) (略)

六 (略) 技術職員数及び第一の四の5の(二)に掲げる職員の数として審査するものとする。

(一) 親会社とその子会社からなる企業集団であること。

(二)・(三) (略)

七 我が国に主たる営業所を有する建設業者であって、国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した子会社を外国に有するものについては、国土交通大臣が当該子会社について認定した数値を当該建設業者の種類別年間平均完成工事高に加えた数値をもって第一の一の1に掲げる項目の数値として審査し、かつ、国土交通大臣が当該建設業者及び当該子会社について認定した数値をもって同号の2及び同号の3に掲げる項目の数値として審査するものとする。

(一) 経営事項審査を受けていない者であること。

(二) 主たる事業として建設業を営む者であること。

付録第二  
算式

$$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

Y1は、第一の四の1の(四)から(六)までの各項目のうち加入又は導入をしているとされたものの数

Y2は、第一の四の1の(一)から(三)までの各項目のうち加入をしていないとされたものの数